

上下水道局 管理部

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 上下水道局 管理部

総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 上下水道局 会議室

監査期間 令和6年10月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局管理部各所属の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【総務課】

上下水道局 管理部 総務課 総務係 職員6人 任期付職員1人 会計年度任用4人	職員2人	(1) 例規の制定及び改廃並びに告示に関する事。
		(2) 公印の管守に関する事。
	職員1人	(3) 文書管理の総括に関する事。
	職員1人	(4) 職員の人事管理及び給与事務に関する事。
		(5) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
		(6) 会計年度任用職員に関する事。
		(7) 労働組合に関する事。
		(8) 夜間休日受付に関する事。
		(9) 広報広聴に関する事。
		(10) 組織機構に関する事。
		(11) 職員研修に関する事。
		(12) 情報公開及び個人情報保護制度の運用に関する事。
		(13) 災害対策の総括に関する事。
		(14) 局内の事務の連絡調整に関する事。

	(15) 局、部及び課の庶務に関する事。
	(16) 局の他の部課の主管に属しない事項に関する事。
管財係 職員 4 人 会計年度任用 2 人	(1) 事業用財産等の取得、管理及び処分に関する事。
	(2) 事業用財産等の使用許可等に関する事。
	(3) 法定外公共物(水路に限る。)の使用許可等に関する事。
	(4) 不動産登記事務に関する事。
	(5) 庁舎及び附属施設の管理に関する事。
契約係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 物品の売買又は賃借、請負その他の契約に関する事。
	(2) 自動車の管理の総括に関する事。
	(3) 貯蔵品の受払いに関する事。

(職員 18 人、任期付職員 1 人、会計年度任用職員 7 人)

【経営企画課】

経営企画課 職員 1 人	(1) 経営計画及び企画に関する事。
	(2) 統計及び調査に関する事。
企画計画係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(3) 計画決定及び認可申請に関する事。
	(4) 都市下水路の指定に関する事。
	(5) 開発行為に係る指導に関する事。
	(6) 総合治水対策事業の計画に関する事。
	(7) 流域下水道事業に関する事。
	(8) 下水道事業運営委員会に関する事。
	(9) 水道水源保護施策に関する事。
	(10) 局内の事業の連絡調整に関する事。
	(11) 課の庶務に関する事。
水道財政係 職員 5 人 会計年度任用 1 人	(1) 水道事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関する事。
	(2) 予算の調整及び決算に関する事。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関する事。
	(4) 水道料金の改定に関する事。
	(5) 企業債及び一時借入金に関する事。
	(6) 支出命令の審査に関する事。
	(7) 固定資産台帳に関する事。
	(8) 業務状況及び事業統計に関する事。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関する事。
	(10) その他財務に関する事。

下水財政係 職員 5 人 任期付職員 1 人	(1) 下水道事業及び農業集落排水事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関すること。
	(2) 予算の調整及び決算に関すること。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。
	(4) 下水道使用料、農業集落排水使用料及び受益者負担金の改定に関すること。
	(5) 企業債及び一時借入金に関すること。
	(6) 支出命令の審査に関すること。
	(7) 固定資産台帳に関すること。
	(8) 業務状況及び事業統計に関すること。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関すること。
	(10) その他財務に関すること。

(職員 15 人、任期付職員 1 人、会計年度任用職員 2 人)

【お客様センター】

お客様センター 職員 1 人 料金係 職員 8 人 任期付職員 1 人 会計年度任用 3 人	(1) 水道料金及び下水道使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(2) 水道料金システムの運用管理に関すること。
	(3) 業務統計に係る連絡調整に関すること。
	(4) 水道使用の開始、休止等に関すること。
	(5) 使用水量の用途及び計量の認定に関すること。
	(6) 水道使用の監視及び取締に関すること。
	(7) 量水器の点検に関すること。
	(8) 水道使用の計量に関すること。
	(9) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。
	(10) 水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。
	(11) 下水道事業受益者負担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(12) コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設をいう。以下同じ。)使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(13) コミュニティ・プラント事業費分担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(14) 水道事業会計その他収益の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(15) 電話交換に関すること。

	(16) 課の庶務に関する事。
給水審査係 職員 7 人 会計年度任用 2 人	(1) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事。
	(2) 給水装置工事申請の受付、審査、監督及び検査に関する事。
	(3) 給水装置工事関係図書のデータ入力及び保管に関する事。
	(4) 給水装置工事の違反の取締に関する事。
	(5) 貯水槽水道施設の指導に関する事。
	(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発区域内の給水計画等に関する事。
	(7) 行政区域外給水に関する事。
	(8) 量水器の取替等に関する事。

(職員 16 人、任期付職員 1 人、会計年度任用職員 5 人)

【生活排水課】

生活排水課 職員 3 人 浄化槽指導係 職員 4 人 会計年度任用 4 人	(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽の設置等の届出に関する事。
	(2) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検及び清掃の指導等に関する事。
	(3) 浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査の指導等に関する事。
	(4) 浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業者の登録、指導等に関する事。
	(5) 合併処理浄化槽の助成等に関する事。
	(6) 合併処理浄化槽の普及促進に関する事。
	(7) 浄化槽台帳に関する事。
	(8) 課の庶務に関する事。
水洗化普及係 職員 5 人 会計年度任用 6 人	(1) 水洗化の普及促進に関する事。
	(2) 排水設備の設置及び使用開始に関する事。
	(3) 除害施設の設置、指導等に関する事。
	(4) 排水設備の設計及び工事施行の指導に関する事。
	(5) 排水設備工事指定業者の指定等に関する事。
	(6) 排水設備設置に伴う助成等に関する事。
	(7) 流域下水道接続承認に関する事。
	(8) 公共下水道事業等の供用開始に関する事。
	(9) 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の決定に関する事。

	(10) 下水道事業受益者負担金及びコミュニティ・プラント事業費分担金の賦課及び調定に関すること。
	(11) 水洗化統計に関すること。

(職員 12 人、会計年度任用職員 10 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 適切な業務継承に関するリスク
- (4) 適正な債権回収の実施におけるリスク
- (5) 固定資産の管理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、各課とも支出事務や契約事務、情報管理等において点数が高く、総務課とお客センターは全体的にもリスクは高い評価となり、経営企画課は平均的な評価、生活排水課は低い評価となった。

事前調査の結果、文書管理、契約事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

すべての課において、年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っている職員が見受けられた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

各課における時間外勤務の状況は下表のとおり。

所属名	時間外勤務 対象職員	年間360時間を 超える職員	労災認定基準を 超える職員
総務課	12人	5人	0人
経営企画課	11人	2人	0人
お客様センター	15人	4人	0人
生活排水課	8人	1人	0人

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

上記対象課：【各課共通】

- ② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。

上記対象課：【各課共通特にお客様センター】

(3) 適切な業務継承に関するリスク

- ◆業務遂行に必要な技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

業務マニュアルの整備やOJTによる若手職員の育成に取り組んでいる。また外部への派遣研修にも積極的に参加し、業務遂行に求められる必要な専門知識の蓄積に努めている。

お客様センターにおいては複数名の長期休職者がおり、現場対応や来客対応を含めた平常業務を他の職員でカバーしているため時間外勤務が増加している。業務改善に進捗は見られるものの、適切な業務継承という点では課題がある。

(4) 適正な債権回収の実施におけるリスク

- ◆お客様センターでは、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水施設使用料、コミュニティ・プラント使用料と複数の会計にわたる収納業務を担っている。公営企業としての収入確保を図る観点からも、こうした債権回収が適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

適正な収入確保のため、これまでの納付方法に加え、令和4年度から取扱い可能なコンビニエンスストアチェーンの拡大やMMK（公共料金等窓口収納サービス）設置店窓口での納付の追加、スマートフォンアプリによる決済の導入など、さらなる納付方法の拡大を行った。また、登録により払い忘れを防ぐことができる口座振替やクレジットカード決済を水栓契約申込があった利用者に案内し、納期内納付の推進を図っている。滞納者に対しては、滞納の段階に応じて各債権に適した滞納整理を行っており、悪質な滞納者に対しては預金差押や強制執行手続を執行することも視野に対応している。

（5）固定資産の管理におけるリスク

- ◆ 公用車の管理は適切にされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

運行日誌は各所管課でその都度記載し、アルコールチェックも行っている。車検満了日など公用車の情報については総務課で一覧にまとめて把握しているが、車両台帳を作成しておらず、四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第8条第1項第3号の「車両法第49条に定める点検整備記録簿」にあたる記録がなかった。

意見

四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第8条第1項第3号の「車両法第49条に定める点検整備記録簿」にあたる記録がないので、車両台帳の作成など本庁における取り扱いも参考に適切な記録を行い、公用車の適正管理に努めること。

上記対象課：【総務課】

- ◆ 工作物や物品等の管理は適切にされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

本庁では、年度に1回以上、土地・建物等の公有財産や備品の全件実査を行うこととしており、上下水道局でも一般会計及び特別会計の備品等については、本庁と同じ取り扱いである。企業会計においては、土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上で明確になっていない。

意見

企業会計における土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上

で明確になっていない。本庁における取り扱いも参考に、管理や実査の適切な方法を検討、整理すること。

上記対象課：【総務課】【経営企画課】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。

上記対象課：【総務課】【経営企画課】【お客様センター】

イ 公印台帳の記載状況に不備が見られたが、適切に記載するよう努めるとともに、その様式の見直しも検討すること。

上記対象課：【総務課】

② 規程改定手続きについて【合規性の視点】

令和5年度までは、水道事業会計の歳入はお客様センターですべて処理することとなっていたが、令和6年度から、各課で調定など歳入の事務処理を行うこととなった。しかし、これに伴う四日市市上下水道局処務規程第7条に定める部課及び係の事務分掌の改定手続きが行われていない状況にあるので、すみやかに規程を改定し、実態と齟齬のないようにすること。

上記対象課：【総務課】

③ 職員の時間外勤務の削減について【有効性の視点】

長時間の時間外勤務は、職員の健康への影響や業務の効率面からも望ましくない。三六協定の対象職場である上下水道局では、時間外勤務が月30時間を超えた職員について各所属長が理由を記載した時間外レポートを作成しているとのことであるが、引き続き、働き方改革推進室や関係部局と連携して時間外勤務の抑制を図ること。

また、管理職・非管理職に関わらず働き方改革は必要であり、管理職の時間外勤務時間の把握方法などを検討すること。

上記対象課：【総務課】

④ 技術職の確保の取り組みについて【有効性の視点】

技術職の確保に苦慮している現状を受け、職員を一括採用している総務部人事課は

採用条件の変更や試験時期の見直し等の工夫を重ね、上下水道局も小中高生向け広報活動（高校生インターン・中学生職場体験の受入、上下水道フェスタ開催等）を実施しており、労務職についても定年退職が続いていることから、近年は毎年1人以上の確保を図っているとのことである。引き続き、技術職の確保に向けた取り組みを進めるとともに、業務の外部委託などを通じて職員の業務負担の軽減に努め、働きやすい職場環境の整備にも努めること。

上記対象課：【総務課】

⑤ 泗水の里でのPRについて【経済性の視点・有効性の視点】

泗水の里のラベルに、広告料を受け取って市内の商店や企業の広告を掲載するなど、年々増加傾向にある若い世代の職員からもアイデアを得ながら収入増や市内の活性化をより促進する方策を検討すること。

上記対象課：【総務課】

⑥ ハラスメント対策について【有効性の視点】

理不尽な要求を繰り返すなどのカスタマーハラスメントについては、マニュアル作成や不当要求等に対応するために配置されている職員を中心とした上下水道局としての体制づくりなど、職員を守る対策を十分行うこと。

上記対象課：【総務課】

⑦ 被災地への派遣職員の経験の活用について【有効性の視点】

能登半島地震への対応として、短期的には、給水活動のための給水車の派遣、下水管の調査へ職員を派遣している。また、長期派遣として、下水道の復旧に向けて職員を北陸に1年間派遣している。この派遣経験を今後の地震発生時の対応に活用できるよう、職員の研修や、施設や備品等の準備に役立てるよう検討すること。

上記対象課：【総務課】

⑧ 水道事業の安定的な継続について【経済性の視点・有効性の視点】

経年管の更新や耐震化を進める必要がある一方で、節水機器の普及などに伴って給水収益が減少し、厳しい経営状況が想定される。令和4年度開始の上下水道フェスタをはじめ、市民に対し水利用の促進を引き続き働き掛けるとともに、経費削減にも努め、安定的な水の供給を継続するため適切に水道施設の維持管理等を行える経営体質の構築に取り組むこと。

上記対象課：【経営企画課】

⑨ 雨水排水対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

大雨による浸水被害などが多発しているため、雨水排水対策の推進に取り組んでいるとのことであるが、全庁的に議論し、上下水道局で行うべき対応の範囲を明確にして進めること。

上記対象課：【経営企画課】

⑩ 債権管理体制の充実のための職員のスキルアップについて【有効性の視点】

適正な債権管理を行うためには、知識やノウハウの習得が重要である。計画的な外部研修の受講に取り組み、各職員が2年に1度は必ず研修を受講する体制を維持しているとのことであり、引き続き積極的に受講すること。

上記対象課：【お客様センター】

⑪ 量水器の検針業務について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

現在、検針業務を委託しているが、検針員の高齢化や人口減少に伴い検針員の確保が困難となっている。その中で、誤針防止や業務の効率化に向け、自動検針などを実施している先進他都市の調査や検針業務のあり方の検討が必要である。コスト面などの課題もあるが、新技術が開発される可能性もあるので常にアンテナを張り、現場の従業員のみならずお客様センターの職員も視察や研修に赴いて積極的に情報収集すること。

上記対象課：【お客様センター】

⑫ 行政区域外給水について【経済性の視点】

行政区域外給水の料金について、他の自治体から供給を受けた分と他の自治体に供給した分の差額がどうかといった視点も持ちながら管理すること。

上記対象課：【お客様センター】

⑬ 四日市市公共下水道接続指導要綱の適切な運用について【有効性の視点・法規性の視点】

同要綱が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、まず同要綱第10条規定の特別指導を、最終的には告発を行うことが可能となるよう行政手続が定められた。一般家庭に対しては、令和6年11月から特別指導を行うことが可能となった。法務部局と協議し、特別指導は、下水道法の主旨に基づき、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に悪影響を及ぼす恐れがあり正当な理由がない場合に行うべきものと整理しているとのことであり、適切な運用により公共用水域の水質保全に努めること。

上記対象課：【生活排水課】

上下水道局 技術部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 上下水道局 技術部
 - 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課 下水維持課
 - 対象年度 令和5年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 上下水道局 会議室
 - 監査期間 令和6年10月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局技術部各所属の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【施設課】

技術部	職員1人	(1) 水道施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工 事の設計及び施行に関すること。 (2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。 (3) 水源管理センター及び水質管理室の作業計画等に係る連絡調 整に関すること。 (4) 水源施設の統計に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。
施設課	職員1人	
	再任用職員1人	
水道施設係	職員7人	
	再任用職員1人	
	会計年度任用1人	(5) 部及び課の庶務に関すること。
下水施設係	職員8人	(1) 浄化センター及びポンプ場の修繕、建設改良及び新設に係る 電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。 (2) コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕、建設改 良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関する こと。 (3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。 (4) 浄化センター及びポンプ場の作業計画に関すること。 (5) 浄化センター及びポンプ場の運転管理及び維持修繕に関する こと。
	会計年度任用2人	

水質管理室 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 給水栓及び水道施設の水質検査及び水質管理に関すること。
	(2) 水質検査データの管理に関すること。
	(3) 水質検査用薬品の管理及び保管に関すること。
	(4) 水道水質の検査依頼に関すること。
	(5) その他水質検査に関すること。
水源管理センター 職員 1 2 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 水源施設の運転、維持管理並びに修繕工事の設計・施行監督等に関すること。
	(2) 薬品・油脂の管理及び保管に関すること。
日永浄化センター 職員 1 1 人 再任用職員 1 人	(1) 日永浄化センターの施設（以下「浄化センター施設」という。）における作業計画に関すること。
	(2) 汚水処理作業及び維持修繕に関すること。
	(3) 水質に関すること。
	(4) 浄化センター施設の管理運営に関すること。
	(5) 浄化センター施設の維持管理並びに修繕工事の設計及び施行に関すること。
	(6) 浄化センター施設の電気機械設備及び器具の管理に関すること。
	(7) 主管施設の新設及び改良に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(9) 汚水ポンプ場の作業計画、管理運営その他ポンプ場の維持管理に関すること。

(職員 4 3 人、再任用職員 4 人、会計年度任用職員 5 人)

【水道建設課】

水道建設課 職員 2 人	(1) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
水道建設係 職員 9 人 会計年度任用 1 人	(3) 工事積算基準に関すること。
	(4) 都市計画法に基づく開発区域内の配水計画に関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
管路安全係 職員 6 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 管路等の整備計画及び立案に関すること。
	(2) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 鉛給水管解消事業に関すること。

(職員 1 7 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 2 人)

【水道維持課】

水道維持課 職員 2 人 管理保全係 職員 10 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 配水細管に係る建設改良更新工事の設計及び施行に関すること。
	(2) 修繕工事及び維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること。
	(3) 受託工事及び関連配水細管改良工事の設計及び施行に関すること。
	(4) 道路等関連工事による移設工事の設計及び施行に関すること。
	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(6) 配水管の洗管作業計画に関すること。
	(7) 各種竣工図面の整理及び管理に関すること。
	(8) 水道工事用資材及び関連工法の調査研究に関すること。
	(9) 消火栓に係る会計負担金に関すること。
維持補修係 職員 23 人 会計年度任用 4 人	(1) 水道管の維持管理及び修繕に関すること。
	(2) 漏水防止の調査及び計画に関すること。
	(3) 修繕の受付に関すること。
	(4) 道路等関連工事による給水管等の移設工事に関すること。
	(5) 水道管の現場立会いに関すること。
	(6) 管末残留塩素及び水圧の測定に関すること。
	(7) 直営工事に係る資機材の管理に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

(職員 35 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 5 人)

【下水建設課】

下水建設課 職員 2 人 建設第 1 係 職員 6 人 会計年度任用 1 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
建設第 2 係 職員 6 人 会計年度任用 1 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。
建設第 3 係 職員 6 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。

※ (1) ~ (3) については各係共通 (職員 20 人、会計年度任用職員 2 人)

【下水維持課】

下水維持課 職員 2 人 会計年度任用 3 人 維持第 1 係 職員 3 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の更新及び修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。
	(3) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の要望事業に係る土木工事等の設計及び施工に関すること。
	(4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(5) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関すること。
	(6) 所管に係る資材の管理に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
維持第 2 係 職員 4 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の更新及び修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。
	(3) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の要望事業に係る土木工事等の設計及び施工に関すること。
	(4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(5) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関すること。
	(6) 所管に係る資材の管理に関すること。

※ (1) ~ (6) については両係共通

(職員 9 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 適切な業務継承に関するリスク
- (4) 適切な入札事務の執行におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、各課とも支出事務や契約事務等において点数が高く、施設課と下水維持課は全体的にもリスクは高い評価となり、水道建設課、水道維持課、下水建設課は平均的な評価となった。

事前調査の結果、文書管理、契約事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

すべての課において、年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っている職員が見受けられた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

各課における時間外勤務の状況は下表のとおり。

所属名	時間外勤務 対象職員	年間360時間を 超える職員	労災認定基準を 超える職員
施設課	38人	3人	0人
水道建設課	15人	4人	0人
水道維持課	32人	6人	0人
下水建設課	20人	6人	0人
下水維持課	8人	2人	0人

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

上記対象課：【各課共通】

- ② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。
上記対象課：【各課共通】

(3) 適切な業務継承に関するリスク

- ◆新たな職員採用が難しく、技術職の職員が増員されない状況において、業務を執行するために必要な技術や知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

各所属において、職場でのOJTを通して若手職員への技術継承を行っているほか、外部研修等に積極的に参加し、業務上必要な技術や知識の獲得に努めている。

なお、施設課においては、下水道事業に関する技術を学ぶため、令和4年度から日本下水道事業団に職員を1名派遣している。

評 価

水道部門で導入しているスキルリストの取り組みについては、技術職の人材育成という観点からも評価に値する。今後、他部門への横展開も視野に入れ、有効に活用することが望まれる。

(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク

- ◆適切に設計を行い、効率的な入札事務を行うことができているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

令和3年度から令和5年度まで、入札公告後に設計内容に違算を確認し、入札を中止したものが、各2件ある。

意 見

- ① 入札公告後に違算が確認されると、入札の中止や再実施に伴う事務負担が発生するほか、工事のスケジュール変更が生じる可能性があり、入札参加者にも負担がかかることとなる。業務への慣れが油断に繋がり、事務誤りや違算が発生することになるため、より慎重かつ丁寧な積算に努めるとともに、違算の状態が入札公告まで至ることがないように複数職員によるチェック体制を徹底し、再発防止に取り組みむこと。

上記対象課：【下水建設課】

- ② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。

上記対象課：【各課共通】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

上記対象課：【各課共通】

② 安全な水道水の供給について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

上下水道局では、水質検査計画に基づいて水質検査を実施しており、有機フッ素化合物（PFAS）の検査についても、年2回、水道法に基づいて市内の8つの配水エリアにおける給水栓（蛇口）検査と、上下水道局独自に5か所の水源地の検査を実施している。

今後も国の基準変更等の動向に注意しつつ、安全な水道水の供給ができるよう、引き続き適切な水質検査を実施するとともに、市民に対する早期の情報発信にも努めること。

上記対象課：【施設課】

③ 施設の維持管理包括的民間委託について【経済性の視点・有効性の視点】

令和4年度から導入した施設の維持管理包括的民間委託については、施設の修繕が進むなどの効果が見られ、費用面での削減もできているとのことである。業者への牽制の意味も含め、毎年の契約更新に際しては、効果の検証や金額が変更となった理由の分析などを行い、その記録を残すよう努めること。

上記対象課：【施設課】

④ 所管する固定資産の実査について【合規性の視点】

上下水道局が保有する土地や建物などの固定資産の実査については、計画を立てて確実に実施すること。

上記対象課：【施設課】

⑤ 管路の更新について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 「四日市市水道ビジョン2019（水道事業基本計画）」（計画期間：平成31（2019）年度から平成40（2028）年度）に基づき、「第3期水道施設整備計画」、「中期財政計画（経営戦略）」を策定し、実施している。管路についても、計画的な更新を進めており、更新の際は、口径の縮小等を検討しながら実施している。布設替えには多くの経費と時間がかかり、人口減少も考慮しながら、より効率よく確実な更新を行っていくこと。

イ 技術者の高齢化などにより水道事業者が減少しており、技術者の確保が容易でないことから、工期の長い水道建設課の工事が受注されにくくなっている。上下水道局全体として、工期や発注時期などのバランスを検討し、布設替えが滞ることのないよう事業を進めること。

上記対象課：【水道建設課】

⑥ 漏水率の低下について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

市内を3分割し、3年で市内全域の漏水調査を実施している。引き続きデジタル技術の活用などにも取り組み、早期の漏水発見や修繕に努め、漏水率の低下を図ること。

上記対象課：【水道維持課】

⑦ デジタル技術の導入について【効率性の視点・有効性の視点】

ウェアラブルカメラによる映像と音声の双方向通信を使用し、遠隔臨場による確認を試行的に行っている。令和5年度に試行した2件では、移動時間の削減などにより、職員の所要時間が削減されるなど実際に効果を上げており、より効率的な業務の遂行に向けて導入を進めている。

現在は部分的に使用している状況であるが、さらなる効率化や負担軽減を図るため、引き続き使用範囲などの検討を続けること。

上記対象課：【下水建設課】

⑧ 管路包括維持管理業務委託について【有効性の視点・合规性の視点】

既存管路を維持管理するに当たり、令和3年度から管路包括維持管理業務委託を実施している。時間外や休日の調査等に係る住民対応について、委託業者が担う部分が大きく、職員の負担軽減に繋がっており、また、住民と委託業者が直接連絡することにより、対応が迅速になっている。今後は、管理・更新一体のマネジメント方式としてPPP方式を検討しているとのことであるが、水道と下水道の違いや国の方針などに留意しつつ、様々な角度から研究・検討を行い、市民にとって効果的な取り組みを進めること。

上記対象課：【下水維持課】

リスク評価チェックリスト

事前調査
R6.9.12~R6.9.13

※出先職場には加算あり
※欄外の数字は、監査でリスク発現が確認された項目

チェック項目：リスクを内在する事象		想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度		上下水道局								
			評価指標	リスク発現時の被害又は影響の程度 評価指標	総務課	経営企画課	お客センター	生活排水課	施設課	水道建設課	水道維持課	下水道建設課	下水道維持課
(1) 所属の主要な事務事業	ア	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 (許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等)	許認可等の事務が適切に行われないリスク	0 許認可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではない 2 許認可等の事務が主要な業務	4	2	4	2	2	0	0	0	2
	イ	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に自所属のみで行う 2 部内における内部統制に関わる業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている	4	6	2	2	2	4	2	2	2
(2) 収入事務	ア	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 (施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等)	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまに手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではない 2 定期的に行っている 3 主要な業務として毎月行っている	4	0	6	0	1	0	0	0	0
	イ	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権 10件未満 2 滞納債権 10件以上	0	0	4	0	0	0	0	0	0
(3) 現金等管理	ア	現金や金券(切手・収入印紙・駐車券等)の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に1回未満 2 週に1回以上	1	4	4	0	0	0	0	0	0
(4) 支出事務	ア	歳出予算(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く)の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数(1件当たり100万円以上のもの(契約書の作成が必要なもの)) 1 10件未満 2 10件以上	6	6	6	3	6	6	6	6	6
	イ	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 (負担金は研修負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算1000万円未満、かつ運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算1000万円以上、または運営費に対する補助金あり	4	4	0	4	2	4	0	4	4
	ウ	扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 契約事務	ア	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	2	0	1	0	6	6	6	6	6
	イ	事業者と業務委託の契約を締結しているか。 (施設管理業務委託、事業運営業務委託など)	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5件未満 2 5件以上	4	4	4	2	4	0	4	1	0
	ウ	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。(工に該当する契約を除く。)	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	4	2	4	2	4	2	4	4	4
	エ	指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オ	プロポーザルによる契約(企画提案型のものを含む。)又は特定の地域活動組織との継続的な契約(「プロポーザル等による契約」という。)を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり	0	0	4	0	4	0	0	0	4
(6) 財産管理	ア	公有財産(土地・建物・工作物)を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用(又は、市民に有効利用)されないリスク	0 なし 2 あり	4	0	0	0	4	0	0	0	4
	イ	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり	4	0	0	0	4	0	0	0	0
(7) 基金	ア	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり	0	0	0	0	0	0	0	0	
(8) 情報管理	ア	個人情報取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね100件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある	6	2	6	6	2	2	4	4	4
(9) 組織・人員	ア	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部局の変更(所管業務は変更なし) 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	イ	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル(知識、経験)が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	1 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%以上 2 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%未満	4	2	2	4	2	2	2	2	4
	ウ	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務360時間以上の職員なし 2 年間時間外勤務360時間以上の職員あり 3 厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員あり	4	4	4	4	4	4	4	4	4
(10) その他	ア	毒物・劇物・危険物等の取り扱いがあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している	0	0	0	0	4	0	0	0	0
合計点					55	36	51	29	51	30	32	37	48